

生活保護法による指定介護機関へのお知らせ

令和4年12月

生活保護法による介護扶助の運営につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。指定介護機関の皆様へのお知らせです。

1 累積金の取扱いについて

生活保護を受給して特別養護老人ホーム等に入所されている方のうち、金銭管理を施設が行っている入所者に対しては、手持金についての取扱いが定められています。具体的には、一定額以上に手持金が累積した場合には、保護費の一部の支給を停止する取扱いです。

このため、施設入所者の手持金について、定期的に福祉事務所（市役所、地方局）の職員から調査依頼がありますので、御理解と御協力をお願いします。その際、保護費の累積金は多額となったが近日中にまとまった出費の予定がある場合は、福祉事務所と御相談ください。また、保護費の一部の支給停止中に累積金を費消して手持金が少額になりつつある場合には、福祉事務所に御連絡ください。

2 個室の利用に係る取扱いについて

生活保護受給者は原則多床室への入所となり、個室への入所は認められておりません。やむを得ない理由等がある場合は、福祉事務所に御相談ください。

3 境界層該当者の取扱いについて

生活保護の申請があった場合には、その方の最低生活に必要な基準と年金収入等を比較し保護の要否を決定しますが、介護保険の保険者が負担額の減額措置を行うことにより保護を要しなくなる場合には、その証明として、福祉事務所が「境界層該当証明書」を発行し、生活保護申請を却下することがあります。

当該制度が適用される場合には福祉事務所から説明がありますので、御理解と御協力をお願いします。

《問い合わせ先》

松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部社会福祉医療局
保健福祉課 生活保護係

TEL : 089-912-2385
FAX : 089-921-8004